

エキスパート登録 **専門家から**の
ワンポイント
アドバイス

中山正文税理士事務所
副所長 税理士

中山 美香



【略歴】

香川県内において夫婦で税理士事務所を開業しています。法人税、所得税の申告のほか、最近では事業承継や相続税の申告も積極的に行っています。

—— 2026年度税制改正 — 攻めれば得！何もしなければ損！? (法人編) ——

【内 容】

2026年度(令和8年度)税制改正は、「投資・賃上げを促す優遇」と「負担増・適正化」が同時に進むのが特徴です。

中小企業にとっては「攻めれば得、何もしなければ負担増」という色合いが強い改正です。

以下、実務目線でメリット／デメリットを整理します。

■ 中小企業にとってメリットとなる改正

① 設備投資・研究開発の優遇強化

生産性向上や成長投資を後押しするため、機械装置・器具備品・建物附属設備・ソフトウェア等の設備投資について、即時償却や税額控除(最大7%程度)などの優遇措置が拡充されます。

→ 設備投資を予定している企業にとっては大きな追い風
(※適用要件や対象規模には一定の条件あり)

② 少額減価償却資産の特例の拡充

対象資産の上限が30万円未満 → 40万円未満へ引き上げられました。

なお、1事業年度あたりの適用上限は300万円です。

→ 設備更新やIT投資がしやすくなり、意思決定のスピード向上につながる

③ 福利厚生(食事補助)の非課税枠拡大

食事補助の非課税限度額が、月3,500円 → 7,500円(税抜)へ引き上げられました。

非課税とするための要件は以下の通りです。

- ・従業員が食事代の半分以上を負担していること
- ・会社負担額が月7,500円以下であること

また、深夜勤務者への夜食代についても、現金支給の場合の非課税限度額が1回650円以下に引き上げられています。

→ 人材確保・定着のための福利厚生強化がしやすくなる

④ 「年収の壁」の引き上げ

配偶者控除・扶養控除の所得要件が見直しされます。

19歳～23歳未満の扶養親族の所得要件が引き上げられます。

→ パート・アルバイトの就業調整が緩和され、人手不足対策に寄与

■ 中小企業にとってデメリットとなる改正

① インボイス制度の厳格化

免税事業者からの仕入れに係る仕入税額控除の経過措置(いわゆる8割控除)について、見直し・縮小の方向が示されています。

→ 将来的に消費税負担の増加や、取引先の見直しが必要となる可能性あり

→ 経理・請求業務の事務負担も引き続き重い

② 防衛特別法人税の創設

法人税に上乘せされる新たな国税として、防衛特別法人税が導入されます。

計算方法: (基準法人税額 - 500万円) × 4%

→ 一定規模以上の法人では実質的な税負担増

→ 利益が出ている企業ほど影響が大きい

■ まとめ

今回の改正は一言でいうと、

「投資する企業は優遇、何もしない企業は負担増」という構造です。

設備投資・賃上げ・福利厚生 → 優遇強化

消費税・法人課税 → 徐々に厳格化

つまり、「攻めの経営」がそのまま節税につながる時代と言えます。

エキスパート・バンクとは？

各分野の専門家が、経営上・技術上の様々な問題に対して、直接事業所を訪問し、問題解決に向けての支援・アドバイスを行います。

例えば、

ターゲットとする顧客層に最適なSNSの活用方法を知りたい。
 クラウドサービスの導入に当たって、運用ルールを決めておきたい。
 といった取組みを応援します。

1テーマ2回まで無料となっておりますので、ぜひご活用ください。

■ ご相談・お問い合わせは、最寄りの商工会まで ■